

2025年12月9日

各 位

埼玉県上尾市宮本町5番18号
株式会社スーパーバリュー
代表取締役執行役員社長 内田 貴之

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社OICグループ（以下「OICグループ」といいます。）から、2025年12月9日付で、会社法第179条の3第1項の規定に基づき、当社の株主の全員（但し、OICグループ及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全てをOICグループに売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、以下のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の4第1項第1号）

名称：株式会社OICグループ

住所：神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨

及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）

OICグループは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき795円の割合をもって金銭を割当交付します。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）
2026年1月7日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第33条の6、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載若しくは記録された本売渡株主の住所又は各本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてOICグループが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価の支払いを行うものとします。

なお、かかる支払いに関する当社又はOICグループから本売渡株主に対する通知は、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載若しくは記録された本売渡株主の住所又は各本売渡株主が当社に通知した場所に宛ててすれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に到達したものとします。

以上